

か ぎ し ま み な み と く べ つ し え ん が っ こ う ちゅう が く ぶ せ い と こ ろ え 鹿児島南 特別支援学校 中学部 生徒心得

か ぎ し ま け ん り つ か ぎ し ま み な み と く べ つ し え ん が っ こ う
鹿児島県立鹿児島南 特別支援学校

1 がっこうせいかつ 学校生活

- 1 自分から気持ちの良い挨拶を心がけましょう。
- 2 休み時間は、次の授業の準備をして、授業開始前に着席して待ちましょう。
- 3 校舎内では、上履きを利用し、体育館では、体育館シューズに履き替えます。
- 4 学校の道具や施設は大切に取扱い、壊した場合や壊れている場所を見付けたときは、必ず先生に報告しましょう。
- 5 全ての持ち物には名前を書き、学校生活に不必要なもの（必要のない金銭、遊戯道具、食べ物等）は持ってきてはいけません。特別に必要な場合は担任に相談しましょう。
- 6 トラブル防止のため、生徒同士二人きりで人目につかない場所や誰もいない教室等へ行きません。
- 7 学生証は紛失しないよう保管し、紛失した場合は必ず担任または生徒指導係に連絡しましょう。
- 8 欠席や遅刻する際は、必ず保護者に学校へ連絡してもらいましょう。

2 ふくそう み 服装・身なり

- 1 登下校時の服装は、清潔を心掛け身だしなみを整えましょう。
- 2 儀式的行事（入学式や卒業式等）の際は、相応の服装を心掛けましょう。
- 3 防寒着、手袋、マフラーは、原則登下校時のみ着用します。
- 4 腕時計は着用を認めます。装飾品は、身に付けてはいけません。
- 5 頭髪は清潔に保ちましょう。
- 6 上履きは白を基調として、体育館シューズは、上履きと区別がつく市販の体育館シューズとします。

3 つうがく 通学について

○通学バス

- 1 通学バスのバス停に、バスがつく予定時間前に到着しておきましょう。
- 2 乗車前は、バスの添乗員に、生徒の朝の体調などを本人または保護者が必ず伝えましょう。
- 3 帰りのバスの降車時は、本人または保護者と添乗員が降車を確認しましょう。
- 4 バス利用確認表以外で急に乗車・欠席・遅刻をする場合は、バス添乗員に必ず連絡しましょう。
- 5 バスの中ではシートベルトを着用し、離席、飲食などはせず、マナーやルールを守り、添乗員の指示に従いましょう。

○自主通学・一部区間自主通学

- 1 自主通学をする場合は、「自主通学申請書及び誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学

をおこないます。交通違反や自主通学誓約書におけるきまりを守らなかった場合は、許可が取り消されることがあります。

2 申請した通学路を通ります。

3 朝は8時20分から8時40分までに登校し、放課後は速やかに下校します。

4 登下校時に事故等の問題が発生した場合、速やかに保護者と学校、警察に連絡します。

5 登下校の途中で、買い食いをしたり、コンビニや店で買い物をしたりしません。必要な場合は、帰宅後、保護者の了解を得てから出掛けます。

〈徒歩による通学〉

(1) 携帯電話の画面を見ながら歩きません。

(2) 自主通学生同士が横並びに歩いたり、ふざけたりする等して、ほかの歩行者や自転車の妨げや迷惑になるような行為を行いません。

〈自転車による通学〉

(1) 自転車保険に加入した自転車を使用します。

(2) ヘルメットを着用します。

(3) 運転中は携帯電話を使用しません。

〈公共交通機関による通学〉

(1) 公共の場でのマナーを守ります。

(2) 乗り遅れることがないように時間に余裕をもって行動します。

(3) 乗車中は携帯電話を使用しません。

4 学校以外での生活

1 外出するときは、『行き先』『誰と行くのか、会うのか』『何をするのか』『帰りの時間』などを家族に必ず伝えます。

2 夜間外出や外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められます。

3 事故や事件があったら、必ず保護者に学校へ連絡してもらいます。

4 男女交際については、本校生徒として望ましくない行為をしてはいけません。

5 施設等の利用について(○ 保護者同伴可 × 保護者同伴であっても不可)

海水浴・プール	○	遊戯施設(ボウリング等)	○	映画館(認定映画のみ)	○
コンサートホール	○	カラオケ	○	テレビ出演等※1	○
ゲームコーナー※2	×	ゲームセンター	×	インターネットカフェ・漫画喫茶等	×

※1 事前に必ず学校に連絡する。

※2 ショッピングセンター等にあるゲームコーナー(プリクラは保護者同伴可)

5 許可申請

○自主通学 → 通学指導係

自主通学(一部区間・全区間)については許可申請が必要です。

○携帯電話 → 生徒指導係

校内への持ち込みについては「携帯電話校内持込許可願」の許可申請が必要です。

許可願にもある以下の厳守事項が守れない場合、持ち込みを禁止します。

厳守事項

- 1 原則として登下校時の緊急連絡用としてのみ使用する。
- 2 校内では電源を切り使用しない。
- 3 校内では、破損や紛失等がないように、個人で責任をもって学級の保管場所に保管する。
- 4 校内外に関わらず、使用に際しては以下のことに気を付ける。
 - 歩行中、自転車運転中、公共交通機関利用中、通学バス利用中は使用しない。
 - 他者を誹謗・中傷するような行為は行わない。
 - 撮影・画像送信を行う際、他人の利害を侵害しないよう配慮する。
- 5 使用に関してのトラブルの一切は保護者の責任とする。
- 6 フィルタリングを設定した携帯電話のみ許可する。

(2009年4月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、フィルタリングの積極的活用が保護者の責務となっている。)